

「横浜マリントワー仮囲い等魅力アップ業務委託」
契約結果

「横浜マリントワー仮囲い等魅力アップ業務委託」について、公募型プロポーザル方式で、受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

- 1 件名 横浜マリントワー仮囲い等魅力アップ業務委託
- 2 委託内容 横浜マリントワーの工事期間中の仮囲い、塔体等を活用した空間演出の企画、制作、設置及び運営に関する業務
- 3 契約の相手方 株式会社博展
- 4 契約金額 46,000,000円
- 5 契約日 令和2年1月20日

6 評価結果

提案者	評価点数	順位
株式会社博展	836	1
株式会社カヤック	826	2
株式会社tvkコミュニケーションズ	745	3
株式会社フォルトナボックス	717	4
株式会社ベッププランニング	594	5
株式会社旭広告社	558	6

7 評価基準・評価委員会開催経過等

<p>○評価基準 別紙参照</p> <p>○委員会開催日時及び開催場所 令和元年12月2日(月)午前9時15分から午後2時 文化観光局会議室</p> <p>○コメント ・課題認識から具体的取組まで、ストーリーが一貫しており、堅実な提案となっている。 ・いろいろな方が参加できる提案となっている。 ・工事における敷地の状況や塔体形状を踏まえた照明位置の設定、シミュレーションをきちんと行っている。 また、工事施工者やイベント開催場所の管理者と事前に協議をしており、実現可能性の高い提案となっている。 ・NIGHT SYNC YOKOHAMAや東京2020オリパラの都市装飾との連携も考慮されている。</p>
--

8 問い合わせ先

文化観光局観光振興課 TEL:045-671-3652

「横浜マリントワー仮囲い等魅力アップ業務委託」 提案書評価基準

1 評価方法

- (1) 出席した評価委員（以下「評価委員」という）は、各評価項目について、1～5点の5段階評価を行う。
- (2) 評価（配点）の考え方は、別紙「評価の視点」のとおりとする。なお、提案書に評価項目に該当する記載がない場合は1点とする。
- (3) 項目ごとの評価で過半数の委員が「1」を採点した場合は、受託候補者としての特定は行わないものとします。（「ワークライフバランスに関する取組」項目は除く。）
- (4) 合計点が90点未満の場合は、受託候補者としての特定は行わないものとします。

2 評価項目

評価項目	配点	評価 (1～5)	加重倍率	評価点	着眼点	評価の着目点
1 提案内容に関する視点（小計）						
業務目的の理解度及び 受託に必要な基本的知識	10		x 2		業務目的及び横浜市の都心臨海部における観光施策に関する現状と課題の理解（10）	●本事業の目的や必要性を理解しているか。 ●横浜市の都心臨海部における観光施策に関する現状と課題を理解しているか。
「都心臨海部におけるシンボル性の再定義」に関する課題認識と提案の考え方	15		x 3		課題認識と提案の考え方（30）	●課題を的確に捉え、課題解決に向けた提案の考え方が明確に示されているか。
「点から面（山下町エリア）に波及する賑わい創出」に関する課題認識と提案の考え方	15		x 3		課題認識と提案の考え方（30）	●課題を的確に捉え、課題解決に向けた提案の考え方が明確に示されているか。
「本市の計画の実現への貢献、東京2020オリンピック・パラリンピック期間の都市装飾や創造的イルミネーション等の関連事業との連携」に関する課題認識と提案の考え方	5				課題認識と提案の考え方（5）	●課題を的確に捉え、課題解決に向けた提案の考え方が明確に示されているか。
具体的手法	45		x 3		目的を達成する具体的手法（15）	●課題認識、提案の考え方、具体的手法が一貫し、目的を達成する提案となっているか。
			x 3		実現可能性（15）	●関係法令等を確認し、各種法令所管部署と協議を行っており、実現可能な提案となっているか。
			x 3		プロモーション（15）	●事業目的を踏まえた効果的なプロモーションが提案されているか。
2 実施体制に関する視点（小計）						
従事スタッフの構成・人数と 業務の実現性	15				従事スタッフの構成・人数（5）	●事業実施に十分な人数とその構成になっているか。
					構成する法人それぞれの役割分担（5）	●事業実施に十分な役割分担になっているか。
					受託からのスケジュール設定（5）	●無理のないスケジュールになっているか。
類似業務の実績	20		x 4		類似業務の実績（20）	●類似業務（観光施設等における空間演出）の実績があるか。
地域経済への波及効果	10		x 2		地域経済への波及効果（10）	●市内中小企業等の市内事業者と連携し、地域経済に貢献する実施体制となっているか。 ●業務の実施に当たり、地域の企業や人材の育成・活用の工夫があるか。
ワーク・ライフ・バランス及び障害者雇用に関する取組	5	※事務局で採点します。			ワーク・ライフ・バランス及び障害者雇用に関する取組（5） ※1	下記の点について1つ満たすごとに加算 ●次世代育成支援対策推進法に定める「一般事業主行動計画」を策定しているか。（従業員101人未満の場合のみ加算） ●女性活躍推進法に定める「一般事業主行動計画」を策定しているか。（従業員301人未満の場合のみ加算） ●次の①～③のうち、いずれか一つを取得しているか ①次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク） ②女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし） ③よこはまグッドバランス賞の認定 ●青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定を取得しているか。 ●障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成をしている。
3 業務実施による効果に関する視点（小計）						
本事業の目的に対する提案の有効性	5				K P I 設定の妥当性（5）	●本事業の目的に沿ったK P I が設定されているか。
	5				測定方法の具体性（5）	●具体的な測定方法が明確に示されているか。
合計	150					
<p>【評価】 評価は1～5の5段階で行います。 （「ワークライフバランスに関する取組」項目は除く。）</p> <p>5 特に優れている 4 優れている 3 普通 2 やや不十分である 1 不十分である</p> <p>【補足】</p> <p>※1 「ワークライフバランスに関する取組」項目の評価は、5つの着目点について該当した数を評価点とします。</p>						

「横浜マリニタワー仮囲い等魅力アップ業務委託」
 提案書評価基準
 評価の視点

評価項目	評価の着目点	評価					加重倍率	満点	
		5	4	3	2	1			
提案内容	業務目的及び横浜市の都心臨海部における観光施策に関する現状と課題の理解 (10)	非常に的確に理解している	的確に理解している	理解している	理解度に不安がある	理解していない又は該当する記載がない	x 2	10	
	課題認識と提案の考え方 (15)	的確に理解しており趣旨に沿った提案がなされている	理解しており趣旨に沿った提案がなされている	理解している	理解度に不安がある	理解していない又は該当する記載がない		x 3	15
	課題認識と提案の考え方 (15)	的確に理解しており趣旨に沿った提案がなされている	理解しており趣旨に沿った提案がなされている	理解している	理解度に不安がある	理解していない又は該当する記載がない		x 3	15
	課題認識と提案の考え方 (5)	的確に理解しており趣旨に沿った提案がなされている	理解しており趣旨に沿った提案がなされている	理解している	理解度に不安がある	理解していない又は該当する記載がない			5
	目的を達成する具体的手法 (15)	適正かつ非常に効率的であり効果が期待できる	適正であり効果が期待できる	妥当である	十分検討されておらず、疑問がある	妥当でない又は該当する記載がない		x 3	15
	実現可能性 (15)	適正かつ非常に効率的であり効果が期待できる	適正であり効果が期待できる	妥当である	十分検討されておらず、疑問がある	妥当でない又は該当する記載がない		x 3	15
	プロモーション (15)	適正かつ非常に効率的であり効果が期待できる	適正であり効果が期待できる	妥当である	十分検討されておらず、疑問がある	適正でない又は該当する記載がない		x 3	15
業務実施体制	従事スタッフの構成・人数 (5)	必要水準を満たし、万全な実施が期待できる。	必要水準を満たし円滑な実施が期待できる。	必要水準を満たす	人員配置に不安がある	十分な人員が配置されていない又は該当する記載がない		5	
	構成する法人それぞれの役割分担 (5)	高度な専門性を有し、類似業務実績が豊富	専門性を有し、類似業務経験が複数回ある	専門性を有し、類似業務経験がある	専門性、類似業務経験に不安がある	専門性、類似業務経験に乏しい又は該当する記載がない		5	
	受託からのスケジュール設定 (5)	十分検討されており高く評価できる	検討されており評価できる	検討されており妥当である	スケジュール・報告体制に不安がある	スケジュール・報告体制が整っていない又は該当する記載がない		5	
	類似業務の実績 (20)	高度な専門性を有し、類似業務実績が豊富	専門性を有し、類似業務経験が複数回ある	専門性を有し、類似業務経験がある	専門性、類似業務経験に不安がある	専門性、類似業務経験に乏しい又は該当する記載がない	x 4	20	
	地域経済への波及効果 (10)	適正かつ非常に効果が期待できる	適正であり効果が期待できる	妥当である	十分検討されておらず、疑問がある	妥当でない又は該当する記載がない	x 2	10	
	ワーク・ライフ・バランス及び障害者雇用に関する取組 (5)	下記の点について1つでも満たしていれば1点を加算する。 ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している。(従業員101人未満の場合のみ加算) ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定している。(従業員301人未満の場合のみ加算) ・次世代育成支援対策推進法による認定(くるみマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定、又は、 よこはまグッドバランス賞の認定を取得している。 ・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエールの認定を取得している。 ・障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成をしている。						5	
	本事業の目的に対する提案の有効性	K P I 設定の妥当性 (5)	事業目的を非常に的確に踏まえた提案がなされている	事業目的を的確に踏まえた提案がなされている	妥当である	十分検討されておらず、疑問がある	適正でない又は該当する記載がない		5
測定方法の具体性 (5)		非常に適切で明確である	適切で明確である	妥当である	十分検討されておらず、疑問がある	適正でない又は該当する記載がない		5	
合計							150		